

商工会議所等の名称使用について

経済産業省
経済産業政策局
経済産業政策課

日本商工会議所及び商工会議所（商工会議所法に基づき設立された商工会議所。以下、「商工会議所等」という。）以外の方は、経済産業大臣の許可なく、その名称中に商工会議所等であることを示す文字又は商工会議所等と誤認させるような文字^(注)を用いることはできません。

これまでに商工会議所等の名称使用が許可されているものは、別添のとおりです。

- (注) 「商工会議所等であることを示す文字」とは、「商工会議所」、「しょうこうかいぎしょ」等をいい、「商工会議所等と誤認させるような文字」とは「商業会議所」、「工業会議所」、「経済会議所」等をいいます。なお、「農業会議所」、「青年会議所」、「婦人会議所」は誤認文字ではありません。

○商工会議所法（昭和28年法律第143号） 抜粋

（名称）

第三条（略）

2 商工会議所等でないものは、その名称中に商工会議所等であることを示す文字又は商工会議所等と誤認させるような文字を用いてはならない。但し、特別の必要がある場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

Those that are not a Chamber of Commerce and Industry (nor a similar body treated as such) shall not use terms indicating they are 商工会議所 (shokokaigisho) or terms tending to make people mistake them for 商工会議所 (shokokaigisho). This does not apply, however, when, in cases where a special need exists, permission of the Minister of Economy, Trade and Industry has been obtained.

Terms tending to make people mistake them for 商工会議所 (shokokaigisho) are 商業会議所 (shogyokaigisho), 工業会議所 (kogyokaigisho), 経済会議所 (keizaikaigisho) and the like.

(1) 申請方法

商工会議所等の名称使用許可を受けようとする方は、名称使用許可申請書（様式第1）に、定款等の写し、事業計画書、役員名簿を添付して、経済産業大臣に申請しなければなりません。

○商工会議所法施行規則（昭和28年経済産業省令第52号） 抜粋

（名称使用の許可申請）

第一条 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下「法」という。）第3条第2項但書の許可を受けようとするものは、様式第1による申請書に、左の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款、寄附行為、規約又は契約の写
- 二 事業計画書
- 三 理事その他の役員（役員のないものにあつては、構成員又は契約の当事者）の氏名又は名称及び住所を記載した書面

You must submit an application and the following documents to us if you want to use terms indicating you are a 商工会議所 (shokokaigisho) or terms tending to make people mistake you for a 商工会議所 (shokokaigisho).

1. Constitution
2. Activities and Budget
3. List of the board of directors' name and address

(2) 審査基準

名称使用の許可申請については、以下の基準に基づいて、審査いたします。

○商工会議所法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（6産第2432号） 抜粋

商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 第3条第2項の規定による名称使用の許可

第3条第2項の規定による名称使用の許可については、第3条第2項但し書きに規定されている「特別の必要がある」場合において、次の基準に基づき審査するものとする。

以下の項目を全て満たす団体であること。

- ① 商工業の改善発達に寄与する団体であること。
- ② 営利を目的とするものでないこと。
- ③ 特定の個人、法人、団体の利益のために利用されるものでないこと。
- ④ 特定の政党や政治活動のために利用されるものでないこと。
- ⑤ 対象となる会員の入会、脱退が比較的自由であること。
- ⑥ 運営が民主的になされる体制になっていること。
- ⑦ 継続して事業を実施できる予算、事務所、事務職員等を有すること。
- ⑧ 商工会議所等又は、既に名称使用の許可を受けた団体と類似の名称でないこと。
- ⑨ 名称使用の許可によって、商工会議所制度の円滑な運営に支障を及ぼすおそれのないこと。

(3) 商工会議所等の名称使用が許可された後の届出

商工会議所等の名称使用が許可された商工会議所については、解散した場合、代表者又は定款の内容を変更した場合には、届出が必要となります。

また、住所を変更した場合にも届出をお願いします。

(届出書の例)

- ・ 解散届
- ・ 代表者変更届
- ・ 定款変更届
- ・ 住所変更届

問い合わせ先：－ Please refer in Japanese －
経済産業省 経済産業政策局 経済産業政策課
住 所：東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL：03-3501-1511（内線：2441）

(別添)

名称使用許可一覧

都道府県商工会議所連合会等 (全国地方公共団体コード順)

社団法人北海道商工会議所連合会
青森県商工会議所連合会
岩手県商工会議所連合会
宮城県商工会議所連合会
秋田県商工会議所連合会
山形県商工会議所連合会
福島県商工会議所連合会
茨城県商工会議所連合会
社団法人栃木県商工会議所連合会
社団法人群馬県商工会議所連合会
社団法人埼玉県商工会議所連合会
社団法人千葉県商工会議所連合会
東京都商工会議所連合会
社団法人神奈川県商工会議所連合会
社団法人新潟県商工会議所連合会
富山県商工会議所連合会
石川県商工会議所連合会
社団法人福井県商工会議所連合会
山梨県商工会議所連合会
社団法人長野県商工会議所連合会
岐阜県商工会議所連合会
社団法人静岡県商工会議所連合会
愛知県商工会議所連合会
三重県商工会議所連合会
滋賀県商工会議所連合会
京都府商工会議所連合会
大阪府商工会議所連合会
兵庫県商工会議所連合会
奈良県商工会議所連合会

和歌山県商工会議所連合会
鳥取県商工会議所連合会
島根県商工会議所連合会
岡山県商工会議所連合会
広島県商工会議所連合会
山口県商工会議所連合会
徳島県商工会議所連合会
香川県商工会議所連合会
愛媛県商工会議所連合会
高知県商工会議所連合会
福岡県商工会議所連合会
佐賀県商工会議所連合会
長崎県商工会議所連合会
熊本県商工会議所連合会
大分県商工会議所連合会
社団法人宮崎県商工会議所連合会
鹿児島県商工会議所連合会
沖縄県商工会議所連合会

東北六県商工会議所連合会
関東商工会議所連合会
東海商工会議所連合会
近畿商工会議所連合会
中国地方商工会議所連合会
四国商工会議所連合会
九州地方商工会議所連合会
北陸信越商工会議所連合会

在日外国商工会議所等（国名コード順）

アフガニスタン商工会議所駐日代表事務所（東京都中央区）
日本 - アゼルバイジャン商工会議所（東京都港区）
在日オーストラリア商工会議所（東京都港区）
在日バングラデシュ商工会議所（東京都目黒区）
在日ベルギー・ルクセンブルグ商工会議所（東京都港区）
在日ブラジル商業会議所（東京都港区）
在日カナダ商業会議所（東京都港区）

留日華商工会議所（大阪府）
在日本デンマーク商工会議所（東京都渋谷区）
在日フィンランド商工会議所（東京都世田谷区）
在日フランス商工会議所（東京都千代田区）
在日独逸商工会議所（東京都千代田区）
在日アイスランド商工会議所（東京都港区）
在日本印度商業會議所（大阪府大阪市）
在日アイルランド商工会議所（東京都千代田区）
日本イスラエル商工会議所（東京都千代田区）
在日イタリア商工会議所（東京都港区）
在日韓国商工会議所（東京都港区）
モンゴル国商工会議所・日本（神奈川県横浜市）
在日オランダ商業會議所（神奈川県川崎市）
在日ナイジェリア商工会議所（東京都渋谷区）
在日ノルウェー商工会議所（東京都港区）
在日パキスタン商工会議所（埼玉県越谷市）
在日フィリピン商業會議所（神奈川県平塚市）
在日ポーランド共和国商工会議所（神奈川県川崎市）
在日南アフリカ商工会議所（東京都千代田区）
在日スウェーデン商工会議所（東京都千代田区）
在日スイス商工会議所（東京都港区）
在日トルコ商工会議所（東京都渋谷区）
在日英国商業會議所（東京都新宿区）
在日米国商工会議所（東京都港区）

ジャカルタ商工会議所東京代表部（東京都千代田区）
ジャカルタ商工会議所協力会（東京都千代田区）
在日欧州(連合)商工会議所（東京都千代田区）

その他（五十音順）

アジア商工会議所連合会（東京都千代田区）
国際商業會議所日本委員会（東京都千代田区）
財団法人全国商工会議所共済会（東京都千代田区）
商工会議所年金教育センター（東京都千代田区）

様式第1

名称使用許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称

法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名 印

住所

商工会議所法第3条第2項ただし書の規定により、下記の通り名称使用の許可を受けた
いので、別紙書類を添えて申請します。

記

- 1 使用しようとする名称
- 2 使用を必要とする事由

- 備考
- 1 用紙の大きさは、A列4号とする。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

<例>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

在日〇〇商工会議所

〇〇 (役職) 〇〇 〇〇

(署名又は代表者印)

解散届

平成 年 月 日付け平成 ・ ・ 経第 号をもって許可のあった商工会
議所法第3条ただし書の規定に基づく名称使用の許可について、平成 年 月 日
に解散いたしましたので、届け出ます。

(総会等の議事録を添付してください。)

<例>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

在日〇〇商工会議所

〇〇 (役職) 〇〇 〇〇

(署名又は代表者印)

代表者変更届

平成 年 月 日付け平成 ・ ・ 経第 号をもって許可のあった商工会議所法第3条ただし書の規定に基づく名称使用の許可について、代表者を下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

1. 変更前

〇〇 (役職) 〇〇 〇〇 (カタカナで記載してください。)

2. 変更後

〇〇 (役職) 〇〇 〇〇 (カタカナで記載してください。)

以上

<例>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

在日〇〇商工会議所

〇〇 (役職) 〇〇 〇〇

(署名又は代表者印)

定款変更届

平成 年 月 日付け平成 ・ ・ 経第 号をもって許可のあった商工会
議所法第3条ただし書の規定に基づく名称使用の許可について、定款を変更しましたので、
届け出ます。

(新旧定款と総会等の議事録を添付してください。)